

未来をになう子供たちの応援団基金 支援申込受付しています！

（基金の目的）

令和4年9月、宇陀市在住の88歳の女性が亡くなりました。彼女は、ご自身の財産が残れば、「不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれない不遇の子供たちのために」広く使ってほしいという公正証書遺言を遺していました。格差社会が広がり、多くの家庭が困窮・複雑になっていく中で、児童福祉には、もっと予算や人材を充て、支援活動を充実させていくべきです。しかし、財政難を理由に、十分な公的助成がなされず、子供たちのために骨身を惜しまず活動していても、行政からは十分な補助を得られないという団体は県内にも多く存在しています。そこで今回の寄付を、多くの支援が必要な子供たちのために有意義に活用していただくため、残された遺産額2527万2731円について、「未来をになう子供たちの応援団基金」とし、広く県内の活動団体に寄付を実施することにしました。

寄付金の金額・口数（1補助対象団体につき1口まで）

金100万円×25口

※対象となる寄付金額が、事業経費の2分の1以内等の規制はありません。

※対象となる寄付金額が、計画年度内で使い切れなかった場合でも返還は求めません。

●寄付金の対象となる事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに奈良県内で実施される、不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれない等の不遇の子供たちのための支援活動。

●申請対象者 ① 法人格の有無を問わず、団体の規約またはそれに準じるものを備えており、毎年度、予算、決算をしているもの。

② 1年以上活動実績があるもの。

③ 反社会的勢力とつながりがないもの

●申請期間：令和5年2月1日（水）～

令和5年3月24日（金）郵送必着

●申請書類・実施要綱は下記ホームページ参照

●寄付金交付決定 令和5年4月下旬に発送

●寄付金支払い 令和5年5月25日（木）（予定）

●令和6年3月31日までに事業実施し、実施報告書提出



お問い合わせは

未来をになう子供たちの応援団基金事務局

〒634-0804 奈良県橿原市内膳町5丁目3-31

フクダ不動産八木駅前ビル3階 奈良総合法律事務所（担当弁護士佐々木育子）

電話 0744-23-8611

<https://nara-law.jp/r5-kikin-bosyu/>（申請書類のダウンロードはこちらから）

